

議案第61号

関市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について

関市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年9月2日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

関市福祉医療費助成に関する条例（昭和59年関市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項第4号中「、18歳未満」を「、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子のうち、18歳未満」に、「次に掲げる男子」を「者」に改め、同号アからオまでを削る。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。